

渋川地区市町村合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村合併協議会規約第17条の規定に基づき、渋川地区市町村合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算(以下「予算」という。)は、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村(以下「6市町村」という。)が負担する負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

3 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

4 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに6市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会予算の補正を必要と認めるときは、その旨を6市町村の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、6市町村の長が協議し、協議会予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

3 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市、町又は村の例により行うものとする。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第 7 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(出納の閉鎖)

第 8 条 協議会の出納は、翌年の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市、町又は村の例により、これを行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第 10 条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、出納閉鎖後速やかに監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

2 前項の規定により決算が協議会の認定を得たときは、会長は、当該決算の写しを 6 市町村の長に送付しなければならない。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 9 月 24 日から施行する。

2 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) の属する会計年度は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、施行日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 協議会費	1 協議会運営費
2 事業費	1 広報費
	2 調査研究費
3 予備費	1 予備費